

# 本町小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月10日策定  
(令和4年4月28日改定)  
横浜市立本町小学校  
いじめ防止対策委員会

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照)

### (2) 横浜市基本方針（いじめ防止に向けての基本理念）

全ての子どもは、かけがいのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。お互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来にむけた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

### (3) いじめ防止等に向けた本町小学校基本理念

本校の学校教育目標「人や自然に進んでかかわり、自ら学びを高め、心豊かにたくましく生きていく力を育てます。」の具現化を目指す中で、「笑顔・信頼・協働」をコンセプトに全職員が組織的な協力（チーム本町）によって、児童のいじめ防止に向けて、児童理解を深め、児童が安心して学べる学校づくりを推進していく。

また、特にいじめの未然防止を常に意識し、日々の「わかる授業、楽しい授業」の創造や児童のよさをとらえ、自尊感情を引き出す指導、「明るいあいさつ」「気持ちのよい返事」の励行を大切にし、学校全体でいじめの起きない風土づくりに努める。そして、学校、家庭、地域が連携・協働して、児童の小さな心のシグナルを見落とさないよう、教職員もアンテナを高くして、児童の指導支援に当たられるようにし、学校全体で児童の健やかな成長を支え、見守る役割を果たせるように努める。

(4) 「本町小学校いじめ防止基本方針」策定のねらい

保護者・地域・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われたときは、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開き、適切かつ迅速、組織的に対応することを目的とする。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」の構成

管理職（校長・副校長）・児童支援専任・教務主任・養護教諭・学年主任

※状況に応じて、心理、福祉の専門家（学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の参加を求める。

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の運営

- 常設とし、月1回以上定期的に開催する。
- いじめを認知したときは、直ちに開催する。
- 学校長のリーダーシップのもと、学校として組織的に対策方針を決定する。
- 「学校いじめ防止対策委員会」の会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 「学校いじめ防止対策委員会」の役割

いじめ事案に対して、全職員による組織的な取り組みを行うために、以下のことをする。

- 対応の方針を決定する。
- 児童への対応、調査、報告等の役割分担をする。
- 情報収集や記録、情報の共有化を行う。
- 必要に応じて関係機関との連携を進める。

<他機関との連携>

伊勢佐木警察署、中央児童相談所、子ども家庭支援センター

中部療育センター、東部学校教育事務所、横浜吉田中学校、近隣校など

- いじめ防止のための年間計画を作成し、実施する。

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

(1) いじめの未然防止

- 本町スタンダードにより、学校の約束（登下校・持ち物など）を徹底する。
- 会や集会、学級での友達の話をも共感的に聞こうとする優しい気持ちを育てる。
- 学年が交流するたてわり活動は、年間を通じて計画的に行い、いろいろな立場の友達との関係づくりを推進する。
- 人権教育の取組により、心身の健康についての意識を高める。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用し、望ましい集団づくりを心がける。
- 児童会活動、クラブ、委員会、学級活動など学個々の良さを発揮できるような活動場面を設定し自己肯定感、自己有用感を育てる。

## (2) いじめの早期発見

- 年間2回のアンケート（いじめ解決一斉キャンペーンを含む）を実施し、実態の把握早期発見に努める。
- いじめを見逃さない教職員の見守り体制を整える。言葉や態度など気になる児童がいたらチームで対応する。
- 毎週の打ち合わせの中で、気になる児童の様子や生活面で指導が必要なことを報告し、共通理解を図った上で指導にあたる。
- 保護者・地域、見守り隊、放課後キッズクラブなどの学校協力者との連携を密にし、情報の収集に努める。
- 児童及びその保護者、並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制として、管理職、児童支援専任、養護教諭などの学校職員あるいはスクールカウンセラーがいることを周知し、その活用を促す。
- インターネットを通じたいじめへの対処および情報モラルを推進する。

## (3) いじめに対する措置

- 「学校いじめ防止対策委員会」を直ちに開き、情報の共有、対応方針の決定、記録の作成を行う。（役割分担を明確にする。）
- 被害児童の気持ちを受け止めるとともに、できるだけ詳細な事実を把握する。被害児童救済を第一とし、継続的なケアを行う。
- 保護者の協力を求めたり、警察署等関係機関と連携したりする。
- 全職員で情報を共有し、再発防止に向けて、適切かつ継続的に指導及び支援する。

## (4) いじめの解消

いじめの解消の要件は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるので、定例の「学校いじめ防止対策委員会」で確認する。

- いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

## (5) 教職員等への研修

「いじめ」根絶！横浜メソッド等を活用し、児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童理解研修の推進）を定期的実施する。

- ☆ 特別支援研修
- ☆ 人権研修
- ☆ インターネット研修

## (6) 学校運営協議会等の活用

学校報告会や、教育懇話会、横浜吉田中学校区の「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容		
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針の確認</li> <li>・本町スタンダード確認</li> <li>・いじめ防止対策委員会 (今年度の活動方針等の確認)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画確認</li> <li>・児童指導全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童引き継ぎ</li> <li>家庭訪問</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ YP アセスメント実施への共通理解 1 回目 (→人間関係の把握)</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校説明会</li> <li>学校運営協議会</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の話 (朝会)</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の指導計画作成</li> <li>・いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区懇談会</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆人権研修</li> <li>・前期前半の振り返り</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の検証</li> <li>・横浜こども会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修 YP アセスメントの分析と横浜プログラム活用について)</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆特別支援研修</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導全体会</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>		
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導全体会</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>		
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間に向けて いじめ一斉キャンペーンの取組</li> <li>・ YP アセスメント実施への共通理解</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・児童指導全体会</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間の取り組み</li> <li>・後期前半の振り返り (含・保護者面談)</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ YP アセスメントの変化を分析する。</li> <li>・児童指導全体会</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>		
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校報告会</li> <li>学校運営協議会</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の取組の検証</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>		

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項大号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

(4) 児童・保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、必要に応じて、組織や取組等の見直しを行う。必要があると認められる際には、「本町小学校いじめ防止基本方針」を改定し、改めて公表する。